

鎌ヶ谷広島県人会規約

- 第1条 本会は、鎌ヶ谷広島県人会と称し、鎌ヶ谷市内及びその近隣市在住の広島県にゆかりのある人々で組織する。
- 2 会員は以下の通りで構成する。
- (1) 本 会 員 広島県出身者の人
 - (2) 家族会員 本会員と同じ住所に居住する広島県出身者
 - (3) 賛助会員 本会員よりの紹介がある広島県にゆかりのある人
- 第2条 本会は、郷土広島県の情報収集に努め、会員相互の親睦を図り、鎌ヶ谷市を第2のふる里にすることを目的とする。
- 第3条 本会に、次の役員を置き、その任期は2年とする。
- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副会長 1 名
 - (3) 幹事長 1 名
 - (4) 副幹事長 1 名
 - (4) 会 計 2 名
 - (5) 会計監査 1 名
 - (5) 幹 事 若干名
- 第4条 本会の役員は 自薦又は他薦により会員より選出する。ただし再選は妨げない。
- 2 会長、副会長、幹事長、会計等の役職は役員会にて選出し総会にて承認を得る。
- 第5条 本会に会長の推薦により相談役、顧問を置くことができる。
- 第6条 本会の会員になるには、会員1名以上の紹介があり、役員会の承認を得ることとする。(入会金1千円)
- 但し 家族会員が入会する場合は年会費5百円とする。
- 第7条 本会の会員にして、本会の名誉を毀損した者は、役員会の決議によって除名することができる。
- 第8条 本会の会員は、年会費を納入しなければならない。
- (現行 年会費1千円)
- 2 会費の滞納が2年以上に及ぶ者は、役員会の決議によって、退会者と見なすことができる。
- 第9条 都合により休会される場合は会長に申し出る。
- 但し年会費(現行1千円)は納入すること。
- 第10条 会を脱会する場合は 会長に脱会届を提出すること。
- 第11条 本会は、毎年1回定例総会を開催し、必要あるときは、臨時総会を開催する。
- 第12条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第13条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

第14条 本会の決算は、監査役の監査を経て、総会に報告する。

第15条 本規約は、総会の決議を経て、改定することができる。

第16条 この会の所在地を、会長宅 に置く。

第17条 本規約は、平成26年5月11日より施行する。

付則

平成18年10月 1日制定

平成24年 3月24日改定

平成25年 4月27日改定

平成26年 5月11日改定

平成29年 4月23日改訂